

別紙

命 令 (一)

被申立人は申立人に対し、昭和四四年一月二五日付で行なつた戒告処分を取消し、同処分の日以後同処分がなかつたものとして取扱わなければならない。

申立人のその余の申立は棄却する。

命 令 (二)

被申立人は、申立人に対し昭和四一年一二月二七日付で行なつた減給四か月の懲戒処分を取消し、同処分の日以後同処分がなかつたものとして取扱わなければならない。